

統合保育のあり方と効果に関する研究

石井 哲夫 , 猪股 祥 , 奥村 幸子 , 野田 幸江
帆足 栄一 , 村田保太郎 , 山田美和子

平成元年度から3年間にわたる当研究班の研究計画のポイントは、1. 障害児保育の概念の整理と新保育指針にもとづく障害児保育要望の検討、2. 障害児保育の現状調査結果の集計からみた障害児保育にかかわる課題の明確化、3. 全国的規模の事例研究を行い、前2年度の研究結果をふまえて行政に対する提言をまとめる、である。初年度は、昭和63年度の心身障害研究費によってすでに実施した「障害児保育に関する調査」の解析を進めながら、新保育指針にもとづく障害児保育の手引書の作成の作業を進めた。手引書は構想が確定している段階である。尚、障害児保育にかかわる調査の集計結果から障害児保育が保育所保育の中にすでにきちんと位置づけられていること、そして、実践にあたっては様々な問題が明らかになってくる中で、保母が自らの資質の向上を計るために、スーパーバイザーの存在や研修を強く望んでいることが明らかになった。

I. はじめに

必要に迫られ或いは保育者の善意によって始められた保育所における障害児保育も15年あまり経つ。その間、昭和53年には児童家庭局長通知により公的なものとなったが、その保育内容については個々の園にまかされ、試行錯誤の中に実践がくりひろげられているのが現状である。しかし、以下の理由により今後統合保育の必要性は高まることが考えられる。

即ち、

- (1) 試行錯誤とはいえ、それぞれの園の工夫による統合保育がそれなりの効果をあげている。

- (2) 乳幼児数の減少がよりきめ細かなかわりを必要とする障害児の受入れを可能にする。
- (3) 多様化するニーズに応えるために保育所の機能にも変化が求められる中で障害児保育も当然その中に位置づけられる。
- (4) 核家族、母親の未熟化傾向は障害児を保育に欠ける状態に追いやる。

そして、保育所保育指針の改定が進められていく中で、障害児が一定の基準を保った保育を受けられるよう保障されねばならない。

II. 研究の目的と内容

当研究班は平成元年から3年間にわたる研究

研究協力者 代表 石井 哲夫

日本社会事業大学教授

計画のポイントとして、以下の3点をあげた。

1. 障害児保育の概念の整理と新保育指針にもとづく障害児保育要望の検討
2. 障害児保育の現状調査結果の集計からみた障害児保育にかかわる課題の明確化
3. 全国的規模の事例研究を行い、前2年度の研究成果をふまえて行政に対する提言をまとめる。

そして初年度は新保育指針にもとづく「障害児保育の手引き」の作成を目的に討議を重ねた。特に、「手引き」が現場のニーズと隔離したものとならないよう、昭和63年度心身障害研究費によって行った障害児保育に関する調査結果の検討を行いながら作業を進めた。当該調査は以下の如きものである。

<調査目的>

保育指針改定に伴う「障害児保育実施に関わる手引書」作成の資料とする。

<調査対象>

昭和63年度障害児保育実施園（厚生省母子福祉課資料による）500園を抽出しアンケート調査を依頼した。296園から回答を得、回収率は59.2%である。その他に現在障害児が在園していないという理由で白紙回答が33園（6.0%）あった。

<調査内容>

A票（障害児保育実施園宛）

1. 園の属性
2. 平成元年5月1日現在の入所定員保母数
3. 園としての障害児保育の考え方
4. 専門機関との関係
5. 園としての障害児保育の受入体制

6. 園としての障害児保育の話し合いや研究などの推進体制
7. 園としての障害児保育の保育者のスーパービジョンや研修の体制
8. 障害児の受入れ又は拒否の決定経過および理由
9. 障害児の地域療育システム

B票（障害児保育担当保母宛）

1. 保育をしている障害児について
2. 当該障害児の保育カリキュラムについて
3. 障害児を担当している保育者の担当ケースに関する障害児保育の考え方について
4. 回答した保育者の一般的な障害児保育に対する考え
5. 担当保育者の一般的な障害児保育に対する考え
6. 担当障害児ケースの保育上で、疑問や問題が発生した場合の解決方法
7. 障害児保育が保育者にとってどういう影響をもたらしたか
8. 障害児保育にあたって、家庭連絡や協力体制の持ち方の具体的方法
9. 4才以上のクラスでの健常児と障害児の保育上の関係について
10. 統合保育を行うことによる健常児と障害児への影響について

<考察>

この調査結果は集計途中であるが、障害児保育の現状と問題点を概観して、いくつかの要点を述べる。

1. 障害児保育に関する保母の意識と現状

「障害児保育を始めた時、園としての考え方はまとまっていたか、又、現在はどうか」の[質問7・8(A)]に対する解答は以下の通りである。

質問7、9 障害児保育を始めた時と現在の園としての考え方はまとまっていた(まとまっている)かどうかの比較

	始めた時[問7]	現在[問9]
まとまっていた (まとまっている)	58.8% (174 票)	68.9% (204 票)
まとまっていなかった (まとまっていなかった)	7.1% (21 票)	1.4% (4 票)
まとまっていなかった (まとまっていなかった)	27.4% (81 票)	6.8% (20 票)
不明	6.8% (20 票)	23.0% (68 票)

障害児保育を始めた時に比べ、現在は「よりまとまっている」と答えた園は10%あがっている。障害児保育を実践しながら、保育者が経験を重ね、話し合いを深めていく状況を示していると考えられる。しかし、同時に[質問8、10(A)]に対し、「障害児を積極的に受入れる」、「受入れてもよいと考える」という項目の合計が、「障害児保育を始めた時」87.3%に対し85.8%とわずかながら減少していることは、現実問題としての障害児保育の困難さを示していると考えられる。

更に「障害児保育の担当の決め方」についての[質問39(A)]に対して、「園長が指名する」35.5%、「クラス担当者が自動的に

担当する」28.0%、であるのに対して、「希望する保母が担当する」は5.4%に過ぎない。障害児保育は必要だと考えながらも、いざ自分がその任にあたることにはためらいや不安を持ち、他から決められて覚悟が決まるという形が多いのも、保母にとって障害児を担当することは、心理的負担が並大抵でないことを感じさせられる。

受入れ可能な障害児[質問37(A)](複数解答)として「保母が健康管理できる」78.7%が一位であることを別にすると、「集団生活にある程度適応できる」54.1%、「基本的生活習慣が自立している」45.3%、「他人の話が理解できる」39.2%、「その子の話が理解できる」36.5%という回答は、明らかに中軽度児の姿であり、具体的な障害の内容を問う[質問38(A)]に対して、「軽度の精神薄弱児」75.3%、「軽度の自閉症児」75.3%、「ダウン症」64.5%、「補聴器を装着した難聴児」56.8%に対して、盲児9.5%、ろう児15.9%、心臓疾患10.1%、てんかん13.5%、「中度自閉症」37.2%、「中度精神薄弱」38.9%、という数字は、現在の保育者が積極的に受入れられると感じている障害児の眼界を示している。

2. 障害児保育の実態に関する問題

「1.」で明らかになった保育者の意識は、厚生省の示した「集団生活になじむ、おおむね中軽度の障害児」というラインと一致している。しかし、現実はそのレベルを超える障害児がか

なり入園している事実は周知のことである。このような現状の中で具体的に、どのような保育が展開されているのか。

職員配置として、

〔質問19(A)〕障害児を受入れるクラスは

- ・複数担任 62.8%
- ・一人担任だがパート等の援助11.1%

〔質問20(A)〕「特別な職員配置の有無」

- ・正規保育の特別配置 41.9%
- ・パート等保育の特別配置 19.9%
- ・フリー保育が時に応じて 9.1%

となっていて、障害児を保育する時、一人担任やそれに近い状態で保育することが、まだ少なくないことがわかる。

このような職員配置の中で、チームワークを育てて保育に当たろうとしながら、まだ全園を挙げて取組むにいたっていない所もあることが以下の項目で示されている。

入所時に障害児の情報を伝えるか〔質問26(A)〕

- ・全保育者に伝える 62.2%
- ・全職員に伝える 30.4%

保育経過を伝えるか質問〔問27(A)〕

- ・全保育者に伝える 58.1%
- ・全職員に伝える 29.7%

担任以外の保育者が障害児に関わるか〔質問25(A)〕

- ・障害児が求めれば誰でも関わる46.3%
- ・必要に応じて誰でも関わる 40.2%

保育内容、カリキュラムに関してみると、保

育目標〔質問9(B)〕は、発達を促進する38.6%が最も高いが、当面の目標〔質問11(B)〕としては、生活能力(身辺自立)67.1%、人間関係能力53.3%があげられ、カリキュラム〔質問13(B)〕は「クラスのカリキュラムにのっとて」22.9%、「クラスのカリキュラムを適用しているが随時工夫している43.9%(計66.8%)」が「独自のカリキュラムを作っている」28.7%をはるかに上まわっている。又、前述の〔質問19(B)〕の回答の2位「生活の形を習得する」24.7%、3位「余り無理しないで見守る」19.2%点も見逃せない。

「障害児の保育にあたっての工夫」〔質問14(B)〕は生活の流れを習慣化させる」47.6%、「繰り返し言っさせてきかせてわからせる」45.6%が、それぞれ半数近くを占め、「一般児と保育場面では差をつけないように心掛けている」という考え方も少なくない(36.2%)。

この一連の数字から読みとれるのは、障害児を受入れ、保育に取組んでいるが、具体的には一般児への保育方法・カリキュラムを採用するに留まり一歩進んだ障害児への個別的な理解に基づく保育内容には至っていないことを伺わせる。

「障害児保育の影響について」〔質問54(B)〕において障害児保育が障害児に及ぼすマイナス面(2つ選択)として「適切な指導がなされない為、とりのこされることが多い」28.3%、「強制されたり叱られたりすることが多い為、かんしゃく、甘え、依頼心が強く

なってくる」17.7%、「成長につれてハンディが出てきて、行動が消極的になる」17.0%。

更に、「健常児に及ぼすマイナス面として」〔質問53(B)〕、「保育の流れが妨げられて集中できない」35.7%、「世話をやきすぎる」12.1%、「不満が出て不安定になってくる」11.9%、という保育者の指摘は、やはり健常児中心の保育に障害児を合わせることになってしまっている状況を明らかに示しているし、そのことが健常児にも負担になっていることもあり得ないことではないと思われる。保育者もこの状況に満足していないことは、以下の項目の回答に表れている。

「保育上の疑問や問題が発生するのはどのような時か」(2つ選択)〔質問27(B)〕

・保育の仕方がわからない時	50.5%
・保育方針をたてる時	31.1%
・保育結果を評価できない時	18.9%
・保母自身の不安が非常に強い時	16.4%

前向きに取組もうとしながらも「どうしてよいかわからない」というありのままの気持ちが表れている。当然、「スーパーバイザーは必要か」〔質問30(B)〕の項目に、95.1%の保育者が必要と答えている。

3. スーパーバイザー、研修に関して、「保母の相談相手は誰か」の〔質問28(A)〕に対して、「園長」44.3%、「主任保母」24.0%の回答を得たが、同時に前述の「保育上、疑問・問題が起こった時の解決法」〔質問28(B)〕として、「経験のある同僚保母

に相談した」が最も多く(55.9%)、次いで「園内で話し合いをもって考えた」55.8%、「主任保母に相談」48.3%、「当該児の両親と考える」44.8%という回答になっている。園長は形式的に相談相手とされているだけなのか、運営管理上の問題が園長に求められ、保育上の具体的疑問は別なのか定かではないが、いずれにしろ、「スーパーバイザーの有無」〔質問29(B)〕を問われて55.0%が「いる」と回答しているにも拘らず、具体的問題に関しては、スーパーバイザー不在の中で、仲間同志が話し合って何とか切り抜けている様子が読みとれる。

「スーパーバイザーはどういう人がよいか」〔質問31(B)〕に対して圧倒的に「専門知識や技術をもっている人」90.0%が求められていて、更に「問題解決の手助けとなる人」33.2%を望んでいる。

「スーパーバイザーにどのようにアドバイスしてほしいか」〔質問32(B)〕に対して(複数回答)、「随時、相談にのってほしい」40.0%、「実際の現場で教えてほしい」27.6%、「定期的に相談にのってほしい」27.6%と必要な時にあてに出来るスーパーバイザーが強く求められていることがわかる。

「どのような条件が満たされれば、現在より受入れが可能になるか」の〔質問46(A)〕に対して、「人員配置」80.0%と並んで、「研修体制の充実」51.4%、「専門性の高い保母」41.2%(合計92.6%)とマンパワーを強く求め、「施設の改善」32.4%、

「財政上の補助」37.8%（計70.2%）

をしのいでいる。

研修に関しては〔質問29（A）〕、

91.2%の保母が「研修を受けている」と答えているが、その「内容としては」〔質問29（A）〕「講義」が圧倒的に多く（91.9%）「訓練・指導を含む実習」は33.7%に止まり、現場保母の要求に応じているとはいいがたい。

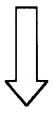
<結び>

以上の実態調査の結果をもとに手引きにもりこむための項目の検討を行い、次のような項目をあげた。

1. 障害児保育の理念
2. 保育所に受入れる障害児の条件
3. 障害の理解
4. 教材と環境整備
5. 保育目標とプログラム
6. 障害児保育の評価
7. 健常児との関係
8. 家庭への援助
9. チームワークとスーパービジョン
10. 専門家との連携
11. 職員の研修

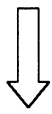
今後これらの項目について、現場担当者の意見を収集し研究協力者による討議を重ね、課題の明確化、整理を行い、手引きをつくる。

更に、具体的実践を通して、先に行った課題の明確化・整理の妥当性の検討を行うと同時に、保育のあり方と効果との関係を見極めることによって、よりよい保育の方法をさぐる。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



平成元年度から3年間にわたる当研究班の研究計画のポイントは、1.障害児保育の概念の整理と新保育指針にもとづく障害児保育要望の検討、2.障害児保育の現状調査結果の集計からみた障害児保育にかかわる課題の明確化、3.全国的規模の事例研究を行い、前2年度の研究結果をふまえて行政に対する提言をまとめる、である。初年度は、昭和63年度の心像障害研究費によってすでに実施した「障害児保育に関する調査」の解析を進めながら、新保育指針にもとづく障害児保育の手引書の作成の作業を進めた。手引書は構想が確定している段階である。尚、障害児保育にかかわる調査の集計結果から障害児保育が保育所保育の中にすでにきちんと位置づけられていること、そして、実践にあたっては様々な問題が明らかになってくる中で、保母が自らの資質の向上を計るために、スーパーバイザーの存在や研修を強く望んでいることが明らかになった。